

平成 30 年 3 月 23 日

各建設業者団体の長 様
広島県行政書士会会長 様

広島県土木建築局長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
建設産業課

「建設業許可申請の手引き」の改正について（通知）

広島県の建設行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

建設業法施行規則第 7 条の 3 第 3 号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件が平成 30 年 3 月 15 日に告示されたこと等に伴い、「建設業許可申請の手引き」を改正しました。

改正後の手引きについては、広島県ホームページに掲載しています。

ついては、会員の皆様への周知をよろしく申し上げます。

※広島県ホームページ (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)

- トップページ > 組織でさがす > 土木建築局 > 建設産業課
- トップページ > しごと・産業・観光 > 土木・建築関係 > 建設産業課

担当 建設業グループ

電話 (082) 513-3822 (ダイヤル)

『建設業許可申請の手引き』主な改正点

番号	変更事項	変更内容
1	専任技術者資格・免許等コード番号の追加	○登録基幹技能者講習のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものについて、専任技術者の要件を満たすこととされたことに伴い、資格区分を追加（P104～106）

※ 今回の改正では、申請方法や様式についての変更はありません。